

「なぜ、江戸川区だけ警報が発令されなかったのか」の疑問の上、スーパー堤防構想に反対し中止を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 184 号

受理年月日 平成 26 年 2 月 12 日

付託年月日 平成 26 年 2 月 20 日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 平成 25 年 10 月 25 日午後、台風 27、28 号が伊豆半島、関東地方に接近中、東京 23 区に「大雨洪水警報」が発せられました。しかし、江戸川区だけは発令されませんでした。これはなぜなのでしょう。考えられるのは、

- 1 江戸川区と市川市の川幅（堤防間隔）が広い。
- 2 北小岩側には広い河川敷がある。
- 3 江戸川は毎秒 4,000 t までの流量に耐えられる。その流量に達しない、の判断。
- 4 平成 21 年 3 月末まで北小岩 4～7 丁目間に「増水に対する大きく安全な堤防」が造られたこと。さらに 8 丁目でも工事が行われていること。

これらを考慮した結果ではなかったか。つまり、国も北小岩は安全、と認識している証左ではないか、と思われます。

なぜ、安全な地を盛り土までして改造しなくてはならないのか疑問です。

よって、北小岩地域のスーパー堤防構想の中止を求め陳情します。